

○厚生労働省令第七十六号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>別表第三（第四十五条の八関係）</p> <p>一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 四―アニリノ――フェネチルピペリジンとして五十%を超えて含有する物</p> <p>ニ ㄱカ （略）</p> <p>ヨ 一―フェネチルピペリジン―四―オンとして五十%を超えて含有する物</p> <p>タ ㄴネ （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>別表第三（第四十五条の八関係）</p> <p>一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ ㄱカ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>カ ㄴカ （略）</p>

## 附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。